

## 総合特別区域法案要綱

### 第一 総則

#### 一 目的

この法律は、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とすること（第一条関係）。

#### 二 基本理念

総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方公共団体が、これらの実現のために必要な政策課題の解決を図るため、当該地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に活用し、かつ、民間事業者、地域住民その他の関係者と相互に密接な連携を図りつつ主体的に行う

取組により、地域経済に活力をもたらすとともに、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを基本とし、国が、これらの取組に対して、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを旨として、行われなければならないものとする（第三条関係）。

#### 三 国の責務

1 国は、基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする（第四条第一項関係）。

2 国は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民その他の関係者による政策課題の解決のための取組が円滑に行われるよう、規制の特例措置の整備、関連する諸制度の改革の実施その他必要な措置を講じなければならないものとする（第四条第二項関係）。

#### 四 指定地方公共団体の責務

指定地方公共団体（国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域の指定を受けた地方公共団体をいう。）は、基本理念にのっとり、国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする（第五条関係）。

## 第二 総合特別区域基本方針

一 政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「総合特別区域基本方針」という。）を定めなければならないものとする（第七条第一項関係）。

二 総合特別区域基本方針には、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、国際戦略総合特別区域の指定及び地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項、国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定に関する基本的な事項、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化

の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画等について定めるものとする（第七条第二項）。

三 内閣総理大臣は、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならないものとする（第七条第三項関係）。

## 第三 国際戦略総合特別区域における特別の措置

### 一 国際戦略総合特別区域の指定等

#### 1 国際戦略総合特別区域の指定

(1) 内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができるものとする（第八条第一項関係）。

(2) 地方公共団体は、申請を行う場合には、指定申請に係る区域の範囲、当該区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容を記載した申請書を提出しなければならないものとする（第八条第二項関係）。

- (3) 特定国際戦略事業を実施しようとする者等は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができるとすること（第八条第三項関係）。
- (4) (3)の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならないものとする（第八条第四項関係）。
- (5) 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、国際戦略総合特別区域協議会（以下この1において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならないものとする（第八条第五項関係）。

(6) 指定申請には、関係地方公共団体の意見の概要等を添付しなければならないものとする（第八条第六項関係）。

(7) 内閣総理大臣は、(1)の指定をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならないものとする（第八条第七項関係）。

(8) 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨等を公示しなければならないものとする

こと（第八条第八項関係）。

(9) 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この第三において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする（第八条第九項関係）。

(10) 内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が(1)に適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする（第八条第十項関係）。

## 2 国際競争力強化方針の策定

(1) 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」という。）を定めるものとする（第九条第一項関係）。

(2) 国際競争力強化方針には、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、当該目標を達成するために指定地方公共団体が実施

し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項等を定めるものとする事(第九条第二項関係)。

### 3 新たな規制の特例措置等に関する提案

- (1) 指定申請をしようとする地方公共団体(地域協議会を組織するものに限る。)又は指定地方公共団体(以下この3において「指定地方公共団体等」という。)は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることができるものとする事(第十条第一項関係)。
- (2) 国際戦略総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができるものとする事(第十条第二項関係)。

- (3) 要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならないものとする事(第十条第三項関係)。

- (4) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成し

た総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならないものとする事(

第十条第四項関係)。

- (5) 内閣総理大臣は、(4)による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならないものとする事(第十条第五項関係)。

- (6) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨等を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならないものとする事(第十条第六項関係)。

- (7) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、国と地方の協議会が組織されているときは、当該提案について当該協議会における協議をしなければならないものとする事(第十条第七項関係)。

### 4 国と地方の協議会

- (1) 内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長(以下この4において「内閣総理大臣等」という。)は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等に関し必要

な協議を行うための協議会（以下この4において単に「協議会」という。）を組織することができるものとする（第十一条第一項関係）。

(2) 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができるものとする（第十一条第二項関係）。

(3) (2)による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬものとする（第十一条第三項関係）。

(4) 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議会に、地方公共団体の長その他の執行機関、地域協議会を代表する者等を構成員として加えることができるものとする（第十一条第四項関係）。

(5) (1)の協議を行うための会議は、内閣総理大臣等及び(4)により加わった者又はこれらの指名する者をもつて構成するものとする（第十一条第五項関係）。

(6) 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供等その他必要な協力を求めることができるものとする（第十一条第六項関係）。

(7) 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならないものとする（第十一条第八項関係）。

(8) 協議会の庶務は、内閣府において処理するものとする（第十一条第九項関係）。

## 二 国際戦略総合特別区域計画の認定等

### 1 国際戦略総合特別区域計画の認定

(1) 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画（以下「国際戦略総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする（第十二条第一項関係）。

(2) 国際戦略総合特別区域計画には、目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項等を定めるものとする（第十二条第二項関係）。

(3) 国際戦略総合特別区域計画には、国際戦略総合特別区域の名称、経済的社会的効果等を定めるよ

う努めるものとする(第十二条第三項関係)。

(4) 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体等の意見を聴かなければならないものとする(第十二条第四項関係)。

(5) 特定国際戦略事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業をその内容を含む国際戦略総合特別区域計画の作成についての提案をすることができるものとする(第十二条第五項関係)。

(6) (5)の指定地方公共団体は、提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画を作成する必要がないと認めるときは、その旨等を、当該提案をした者に通知しなければならないものとする(第十二条第六項関係)。

(7) 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとする場合において、国際戦略総合特別区域協議会が組織されているときは、当該国際戦略総合特別区域計画に定める事項について当該国際戦略総合特別区域協議会における協議をしなければならないものとする(第十二条第七項関係)。

(8) (1)の認定の申請には、関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要等を記載した書面を添付しなければならないものとする(第十二条第八項関係)。

(9) 指定地方公共団体は、(1)の規定による認定の申請に当たっては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長(当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)に対し、その確認を求めることができるものとする(第十二条第九項関係)。

(10) 内閣総理大臣は、(1)の認定の申請があつた場合において、国際戦略総合特別区域計画が総合特別区域基本方針及び当該国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に適合するものであること等に適合すると認めるときは、その認定をするものとする(第十二条第十項関係)。

(11) 内閣総理大臣は、(10)の認定を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができるものとする(第十二条第十一項関係)。

(12) 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際

戦略事業に関する事項について、当該特定国際戦略事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならぬものとする(第十二条第十二項関係)。

(13) 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならないものとする(第十二条第十三項関係)。

(14) 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならないものとする(第十三条第一項関係)

## 2 報告の徴収

内閣総理大臣は、認定を受けた指定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画の実施の状況について報告を求めることができるものとする(第十五条関係)。

## 3 措置の要求

内閣総理大臣は、認定地方公共団体に対し、当該認定国際戦略総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする(第十六条関係)。

## 4 認定の取消し

(1) 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画が1の(10)に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする(第十七条第一項関係)。

(2) 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、(1)の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができるものとする(第十七条第二項関係)。

## 5 認定地方公共団体への援助等

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならないものとする(第十八条関係)。

## 三 国際戦略総合特別区域協議会

1 地方公共団体は、国際戦略総合特別区域の指定の申請、作成しようとする国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国際戦略総合特別区域協議会(以下この三において「地域協議会」という。)を組織することができるものとする(第十九条第一項関係)。

2 地域協議会は、1の地方公共団体、特定国際戦略事業を実施する者等をもって構成するものとする  
こと（第十九条第二項関係）。

3 地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、地域協議会に、国際戦略総合  
特別区域計画等に関し密接な関係を有する者等を構成員として加えることができるものとする（事  
第十九条第三項関係）。

4 地方公共団体は、3により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、多様な意見が適切に反映さ  
れるものとなるよう配慮しなければならないものとする（第十九条第四項関係）。

5 特定国際戦略事業を実施し、又は実施しようとする者等は、地域協議会を組織するよう要請するこ  
とができるものとする（第十九条第五項関係）。

6 5の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなけ  
ればならないものとする（第十九条第六項関係）。

7 地方公共団体は、1により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない  
ものとする（第十九条第七項関係）。

8 5に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、自己を地域協議会の構成員として加える  
よう申し出ることができるものとする（第十九条第八項関係）。

9 8による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければな  
らないものとする（第十九条第九項関係）。

10 1の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、その協議の結果を尊重しなけれ  
ばならないものとする（第十九条第十項関係）。

#### 四 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

##### 1 規制の特例措置

###### (1) 通訳案内士法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において  
認定を受けた指定地方公共団体が行う国際戦略総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研  
修を修了した者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有するものとする（第二十  
条関係）。



(2) 建築基準法の特例

イ 内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、同区域内の建築物に対する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第一項から第十二項までの規定のただし書の適用は、特定行政庁が建築物の整備に関する基本方針に適合すると認める場合を含むものとする（第二十一条関係）。

ロ 内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画について、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用するものとする（第二十二条関係）。

(3) 工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内において、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）の

それぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は同法第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあっては、その準則又はその条例を含む。）に代えて適用すべき準則を定めることができるものとする（第二十三条関係）。

(4) 政令等で規定された規制の特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内においては、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。）については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする（第二十四条関係）。

(5) 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内においては、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（指定地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係る事業をいう。）については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする（第二十五条関係）。

## 2 課税の特例

(1) 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている特定国際戦略事業を実施する法人（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。）であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする（第二十六条関係）。

(2) 専ら国際戦略総合特別区域内において認定国際戦略総合特別区域計画に定められている特定国際戦略事業を実施する法人であつて、当該国際戦略総合特別区域の指定の日以後に新たに設立された法人等に該当するもの（当該国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。）の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとするものとする（第二十七条関係）。

## 3 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給

政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域協議会の構成員であり、かつ、当該国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この3において「指定金融機関」という。）が、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約を当該指定金融機関と

結ぶことができるものとする。(第二十八条関係)。

4 財産の処分制限に係る承認の事例の特例

認定地方公共団体が認定国際戦略総合特別区域計画に基づき特定国際戦略事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすものとする。(第二十九条関係)。

5 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区施設整備貸付事業を行う認定地方公共団体(市町村に限る。)に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができるものとする。(第三十条関係)。

第四 地域活性化総合特別区域における特別の措置

一 地域活性化総合特別区域の指定等

1 地域活性化総合特別区域の指定

(1) 内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができるものとする。(第三十一条第一項関係)。

(2) 地方公共団体は、申請を行う場合には、指定申請に係る区域の範囲、当該区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容を記載した申請書を提出しなければならないものとする。(第三十一条第二項関係)。

(3) 特定地域活性化事業を実施しようとする者等は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができるものとする。(第三十一条第三項関係)。

(4) (3)の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならないものとする。(第三十一条第四項関係)。

(5) 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、地域活性化総合特別区域協議会(以下この1において「地域協議会」という。)が組織されていると

きは、当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならないものとする。こと（第三十一条第五項関係）。

(6) 指定申請には、関係地方公共団体の意見の概要等を添付しなければならないものとする。こと（第三十一条第六項関係）。

(7) 内閣総理大臣は、(1)の規定による指定をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならないものとする。こと（第三十一条第七項関係）。

(8) 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨等を公示しなければならないものとする。こと（第三十一条第八項関係）。

(9) 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この第四において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。こと（第三十一条第九項関係）。

(10) 内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が(1)に適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域の指定を

解除し、又はその区域を変更することができるものとする。こと（第三十一条第十項関係）。

## 2 地域活性化方針の策定

(1) 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針（以下「地域活性化方針」という。）を定めるものとする。こと（第三十二条第一項関係）。

(2) 地域活性化方針には、地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題、当該目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項等を定めるものとする。こと（第三十二条第二項関係）。

## 3 新たな規制の特例措置等に関する提案

(1) 指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この3において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の措置の整備等に関する提案をすることができるものとする。こと（第三十三条第一項関係）。

(2) 地域活性化総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができるものとする(第三十三条第二項関係)。

(3) 要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならないものとする(第三十三条第三項関係)。

(4) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならないものとする(第三十三条第四項関係)。

(5) 内閣総理大臣は、(4)による閣議の決定があったときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならないものとする(第三十三条第五項関係)。

(6) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨等を当該提案をした指定地方公共団

体等に通知しなければならないものとする(第三十三条第六項関係)。

(7) 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、国と地方の協議会が組織されているときは、当該提案について当該協議会における協議をしなければならないものとする(第三十三条第七項関係)。

#### 4 国と地方の協議会

(1) 内閣総理大臣、国務大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長(以下この4において「内閣総理大臣等」という。)は、地域活性化総合特別区域(以下、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等)に必要の協議を行うための協議会(以下この4において単に「協議会」という。)を組織することができるものとする(第三十四条第一項)。

(2) 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができるものとする(第三十四条第二項関係)。

(3) (2)による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければ

ならないものとする(第三十四条第三項関係)。

- (4) 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議会に、地方公共団体の長その他の執行機関、地域協議会を代表する者等を構成員として加えることができるものとする(第三十四条第四項関係)。
- (5) (1)の協議を行うための会議は、内閣総理大臣等及び(4)により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成するものとする(第三十四条第五項関係)。

- (6) 協議会は、会議において協議を行うため必要があるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供等その他必要な協力を求めることができるものとする(第三十四条第六項関係)。

- (7) 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならぬものとする(第三十四条第八項関係)。

- (8) 協議会の庶務は、内閣府において処理するものとする(第三十四条第九項関係)。

## 二 地域活性化総合特別区域計画の認定等

### 1 地域活性化総合特別区域計画の認定

- (1) 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画(以下「地域活性化総合特別区域計画」という。)を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする(第三十五条第一項)。

- (2) 地域活性化総合特別区域計画には、目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項等を定めるものとする(第三十五条第二項関係)。

- (3) 地域活性化総合特別区域計画には、地域活性化総合特別区域の名称、経済的社会的効果等を定めるよう努めるものとする(第三十五条第三項関係)。

- (4) 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体等の意見を聴かなければならぬものとする(第三十五条第四項関係)。

- (5) 特定地域活性化事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事

業をその内容を含む地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案をすることができるものとする(第三十五条第五項関係)。

(6) (5)の指定地方公共団体は、提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画を作成する必要がないと認めるときは、その旨等を、当該提案をした者に通知しなければならないものとする(第三十条五条第六項関係)。

(7) 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとする場合において、地域活性化総合特別区域協議会が組織されているときは、当該地域活性化総合特別区域計画に定める事項について当該地域活性化総合特別区域協議会における協議をしなければならないものとする(第三十五条第七項関係)。

(8) (1)の認定の申請には、関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要等を記載した書面を添付しなければならないものとする(第三十五条第八項関係)。

(9) 指定地方公共団体は、(1)の規定による認定の申請に当たっては、地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に関する規

制について規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。)の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができるものとする(第三十五条第九項関係)。

(10) 内閣総理大臣は、(1)の認定の申請があつた場合において、地域活性化総合特別区域計画が総合特別区域基本方針及び当該地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に適合するものであること等に適合すると認めるときは、その認定をするものとする(第三十五条第十項関係)。

(11) 内閣総理大臣は、(10)の認定を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができるものとする(第三十五条第十一項関係)。

(12) 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業に関する事項について、当該特定地域活性化事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならないものとする(第三十五条第十二項関係)。

(13) 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならないものとする(第三十五条第十三項関係)。

(14) 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を

行わなければならないものとする(第三十六条第一項関係)

## 2 報告の徴収

内閣総理大臣は、認定を受けた指定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画の実施の状況について報告を求めることができるものとする(第三十八条関係)。

## 3 措置の要求

内閣総理大臣は、認定を受けた地方公共団体に対し、当該認定地域活性化総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができるものとする(第三十九条関係)。

## 4 認定の取消し

(1) 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画が1の(10)に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができるものとする(第四十条第一項関係)。

(2) 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、(1)の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができるものとする(第四十条第二項関係)。

## 5 認定地方公共団体への援助等

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならないものとする(第四十一条関係)。

## 三 地域活性化総合特別区域協議会

1 地方公共団体は、地域活性化総合特別区域の指定の申請、作成しようとする地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域協議会(以下この三において「地域協議会」という。)を組織することができるものとする(第四十二条第一項関係)。

2 地域協議会は、1の地方公共団体、特定地域活性化事業を実施する者等をもって構成するものとする(第四十二条第二項関係)。

3 地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、地域協議会に、地域活性化総合特別区域計画等に関し密接な関係を有する者等を構成員として加えることができるものとする(第四十二条第三項関係)。



4 地方公共団体は、3により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないものとする(第四十二条第四項関係)。

5 特定地域活性化事業を実施し、又は実施しようとする者等は、地域協議会を組織するよう要請することができるものとする(第四十二条第五項関係)。

6 5の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬものとする(第四十二条第六項関係)。

7 地方公共団体は、1により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならないものとする(第四十二条第七項関係)。

8 5に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができるものとする(第四十二条第八項関係)。

9 8による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないものとする(第四十二条第九項関係)。

10 1の協議を行うための会議において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければ

ならないものとする(第四十二条第十項関係)。

#### 四 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

##### 1 規制の特例措置

##### (1) 通訳案内士法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内において、認定を受けた指定地方公共団体が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有するものとする(第四十二条関係)。

##### (2) 建築基準法の特例

イ 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内において、同区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十二項までの規定のただし書の適用は、特定行政庁が建築物の整備に関する基本方針に適合すると認める場合を含むものとする(第四十四条関係)。

- ロ 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画について、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用するものとすること（第四十五条関係）。
- (3) 酒税法の特例

イ 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内において農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、自ら生産した果実を原料とした果実酒又は自ら生産した米等を原料としたその他の醸造酒を製造するため、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下このイ及びロにおいて同じ。）を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとする（第四十六条関係）。

ロ 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において指定地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を引き上げるものとする（第四十七条関係）。

- (4) 老人福祉法の特例

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律百十七号）に規定する選定事業者である法人は、都道府県知事等の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができるものとする（第四十八条関係）。

- (5) 河川法及び電気事業法の特例等

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内において、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのもの新築若

しくは改築をいう。( ) のために取水した流水のみを利用する水力発電事業について、河川法上定められている手続の一部を不要等とするものとする( ) (第四十九条から第五十二条まで関係)。

(6) 政令等で規定された規制の特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内においては、政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。)については、政令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする( ) (第五十三条関係)。

(7) 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内においては、地方公共団体事務政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制(指定地方公共団体の事務に関するものに限る。))に係る事業をいう。)については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものとする( ) (第五十四条関係)。

2 課税の特例

ものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする( ) (第五十四条関係)。

( ) が指定するものに限る。( ) により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする( ) (第五十五条関係)。

3 地域活性化総合特区支援利子補給金の支給

政府は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている地域活性化総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域協議会の構成員であり、かつ、当該地域活性化総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの(以下この3において「指定金融機

関」という。)が、当該認定地域活性化総合特別区域計画に定められている内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができるものとする(第五十六条関係)。

#### 4 財産の処分に関する承認のの特例

認定地方公共団体が認定地域活性化総合特別区域計画に基づき特定地域活性化事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすものとする(第五十七条関係)。

#### 5 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている地域活性化総合特区施設整備貸付事業を行う認定地方公共団体(市町村に限る。)に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができるものとする(第五十八条関係)。

### 第五 総合特別区域推進本部

#### 一 設置

総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合特別区域推進本部(以下「本部」という。)を置くものとする(第十九条関係)。

#### 二 所掌事務

本部は、総合特別区域基本方針の案の作成等の事務をつかさどるものとする(第六十条関係)。

#### 三 組織等

本部は、総合特別区域推進本部長、総合特別区域推進副本部長及び総合特別区域推進本部員をもって組織するものとし、これらの者について所要の規定を整備すること(第六十一条から第六十四条まで関係)。

#### 四 資料の提出その他の協力

本部に対する資料提出その他の協力等について所要の規定を整備すること(第六十五条関係)

### 五 事務

本部に係る事務は、内閣官房において処理すること（第六十六条関係）

#### 六 主任の大臣

本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とすること（第六十七条関係）。

#### 第六 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする（附則第一条関係）。

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（附則第二条関係）。

三 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域に関するものについては、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする（附則第三条関係）。

四 関係法律について所要の改正を行うこと（附則第四条から附則第十一条まで関係）

#### 第七 別表

規制の特例措置の適用を受ける事業を掲げること。

